Title	帝政ロシア『工場監督官報告集成』分析(第7報)
Author(s)	荒又, 重雄
Citation	北海道大學 經濟學研究, 30(2), 1-30
Issue Date	1980-06
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/31498
Туре	bulletin (article)
File Information	30(2)_P1-30.pdf



帝政ロシア『丁場監督官報告集成』分析(第7報)

荒又重雄

₩ 1911 年—1914 年の『報告集成』に関する初歩的分析(続)

この期間の労資関係は、1911年の労働運動の沈滞期から、1912年にはじまる労働運動の「新しい昂揚」、さらに1914年の世界大戦に至る労働運動側の波と、工場主側の経済的攻勢の激化、専制の危機の深まり、とで特徴づけられている。これらについて工場監督官たちの活動と、彼らによる調査結果は何を示しているだろうか。

まず、工場支配人の側からの陳情および請願であるが、その動向は第162表のとおりである。総数はある水準を維持しているのであるが、これに対する工場監督機関の態度はおどろくほどつめたい。原表は一応県別に集計してあるが、ただ件数の記載あるのみである。どの年度の『報告集成』も、刑法514条が効力を廃しているのに、事由の中で多いのは作業からの期限前退去である、となかばこぼしている。1912年版および1913年版『報告集成』によると、それがとくにめだつのは煉瓦工場であって、それらの工場の労働者

	1911	1912	1913	1914
総 数	765	666	923	_
(除ワルシャワ)	. –	·	(831)	(735)
うちペテルブルグ	223	188	281	233
モスクワ	156	143	119	97
ワルシャワ	97	69	92	_
キェフ	100	82	104	114
ポポルジ	33	41	:55	47
ハリコフ	156	143	272	246

第162表 工場支配人の陳情および請願

第33表, 第35表, 第108表参照。

は通常冬に郷役場 волостное правление を介して契約を結び、かつ前借金をうけとるが、いざ工場に到着してみて、彼らは煉瓦の値からしてもっと多くの賃金をうけとりうることを知り、近隣の工場と賃金が平準化するまで、ときおりはストライキをかけて賃上げを要求したり、あるいは工場から工場へと移動したりするのである。その他には、1913 年版『報告集成』が、社会保険に関する新法律を労働者に説明してやってくれとたのみこんできた工場支配人もいたことを記録している。工場支配人の側からする陳情、請願に工場監督官が冷いのは、すでに生産力の主力を担う有力大工場が、こうした制度の利用を求めなくなっていることを示しているのであろう。

次に労働者側からの陳情・請願について分析しよう。第163表で件数と関係労働者数の動向をみる。1911年以降,この両指標がともに上昇していることがわかる。1911年版以降の『報告集成』は,1905年版と同じく,陳情

	個人的	集団	的訴え	_	合	計	1 件当り		
	訴え	件 数	人	数	件 数	人 数	人数		
1901	_		-		18, 069	70, 562	3. 9		
1902	_	-	-	_	19, 860	82, 195	4.1		
1903	_		-		18, 253	71, 598	3.9		
1904			-	-	19, 547	62, 921	3. 2		
1905	_	-	-	_	22, 723	190, 125	8.4		
1906	_	-	- '	_	19, 704	191, 587	9.7		
1907	_		-	-	25, 324	180, 845	7. 2		
1908			-	-	25, 195	128, 651	5. 1		
1909			-	-	24, 098	91, 299	3.8		
1910	_		-	-	25, 109	88, 523	3. 5		
1911	23, 405	2, 58	6	84, 643	25, 991	108, 048	4.2		
1912	25, 665	2, 82	0 1	28, 364	28, 485	154, 029	5.4		
1913	23, 809	3, 45	3 1	21, 809	27, 267	145, 618	5.8		
ワルシャ ワ管区を のぞく									
1913	18, 970	3, 02	4 1	15, 831	21, 994	134, 801	6.1		
1914	18, 302	2, 12	C	97, 390	20, 422	115, 692	5. 7		

第163表 労働者の陳情および請願 I

第109表参照。

と請願との区別をしていない。 関係法規に規定がないと突っぱねるだけでは、労働者を満足させえない時代に決定的に入りこんでいること、経済的利害をめぐって何らか具体的な調整が必要である時代に入りこんでいることが自覚されているからであろう。そして、さらに、1911 年版以降は、陳情・請願をこみにしたうえで、それらを個人的訴えを集団的訴えとに仕わけしているのである。労働者の陳情・請願行動と労働者のストライキ活動との内面的連関が自覚されているのであろう。1911 年以降、個人的訴えの件数は横ばいであるにかかわらず、集団的訴えの件数は増大してゆき、結果として、労働者のこうした行動の規模が、1件当り人数にみられるように、次第に、大きくなっているのである。 試みに今回、この1件当り人数を1901 年以降すべて算出してみたところ、一般的な労働運動の波と考えられているものに完全に照応していることがわかった。

1910年までについてみると、労働者の陳情・請願が最大の高まりに達したのは、 件数でみて1907年、 関係労働者数でみて1906年である。 1911年以降のうごきをこれと比較してみると、その後にも関係労働者数の点で最高水

i	1910	1911	1912	1913	1914
総 件 数	25, 109	25, 991	28, 485	27, 267	(20, 422)
(管区別)ペテルプルグ	5, 441	5, 216	6,808	7, 408	5, 889
モスクワ	5, 614	6, 229	6,014	5, 126	4, 908
ワルシャワ	5, 049	5, 622	5, 685	5, 273	_
キェフ	2, 502	2,772	3, 203	3, 057	3, 116
ポボルジ	2, 913	2, 514	2, 850	2, 146	2,048
ハリコフ	3, 590	3, 638	3, 925	4, 257	4, 461
関係労働者数	88, 523	108, 048	154, 029	145, 618	(115, 692)
(管区別)ペテルブルグ	15, 279	25, 945	51, 641	57, 090	43, 113
モスクワ	36, 643	41, 786	57, 738	32, 834	37, 698
ワルシャワ	8, 810	15, 468	15, 791	10, 817	
キェフ	9, 126	8, 142	10, 159	9, 922	8, 925
ポボルジ	9, 262	6, 576	6, 606	6, 381	5, 478
ハリコフ	9, 403	10, 131	12, 094	28, 574	20, 478

第164表 労働者の陳情および請願 II

第110表参照。

準を抜くことはなかったが、件数についてみると 1911 年にはやくも 1907 年の水準を越えているのである。これは、専制の機構によって屈折されながらも、やはり 1905 年革命を経たロシアの労働者階級の 深部における 変化とみてよいであろう。とはいえ、第 164 表によって工場管区別に仕別けしてみると、状態は区々である。モスクワ管区やキエフ管区では 1911 年、1912 年に1907 年の水準を抜いているが、ペテルブルグ管区では 1913 年にいたるも1907 年の水準に及ばない。一方、ワルシャワ管区では 1906 年以降、件数において一方的に上昇している。それぞれの地域における陳情・請願の社会的性格のちがいも考えられなくてはならない。

それを考えるために, 第165 表と第166 表を作成して, 九大工業県についてのみ県別分析を試みる。第165 表にみるように, 件数および関係労働者数いずれについてみても, 県ごとの差は大きい。時系列的にみても, 細かくわ

700 tk	1 / L/\	木木マカ 跡1	日 *ン BK I		
九大工業県	1910	1011	1912	1913	1914
(件 数)					
ペテルブルグ	2, 437	2, 267	3, 527	4, 117	2, 624
モスクワ	2,640	2, 832	3, 065	2, 629	2,748
ウラジミル	1, 587	2, 232	1,886	1, 618	1, 431
ペトロコフスカヤ	2, 911	3, 420	3, 444	3, 136	
コストロマ	533	483	407	314	273
ワルシャワ	1, 158	1, 224	1, 177	1, 085	_
リフリヤンド	1,686	1, 594	1, 495	1, 558	1, 463
キェフ	774	765	786	929	827
バ ク ー	1, 341	1, 139	1, 180	1, 392	1, 400
(関係労働者数)					
ペテルブルグ	6, 207	12, 828	31, 841	25, 831	20, 526
モスクワ	11, 457	14, 718	26, 214	14, 691	15, 846
ウラジミル	16, 101	12, 421	19, 274	11, 681	13, 658
ペトロコフスカヤ	4, 414	10,633	9, 658	6, 801	-
コストロマ	7, 458	3, 260	7, 425	4, 603	4, 847
ワルシャワ	1, 975	2, 391	3, 724	2, 089	-
リフリャンド	2,528	3, 928	4, 407	9, 177	4, 164
キェフ	2, 207	1,811	2, 053	1, 403	1,650
バ ク ー	3,714	3, 339	2, 892	12, 811	6,873

第165表 九大工業県の労働者の陳情および請願 [

		1912			1913	
九大工業県	労働者 100 人当り件数	労働者 100 人当り関係 労働者数	1件当り 関係労働 者数	労働者 100 人当り件数	労働者 100 人当り関係 労働者数	1件当り 関係労働 者数
ペテルブルグ	1.9	16.8	9.0	1.9	11.8	6. 3
モスクワ	0.9	7.3	8.6	0.7	3.8	5. 6
ウラジミル	0.9	9.4	10.2	0.8	5. 6	7. 2
ペトロコフスカヤ	2.1	5. 8	2.8	1.2	3. 9	2. 2
コストロマ	0.4	8. 1	18. 2	0.3	4. 9	14. 7
ワルシャワ	1.4	4. 6	3. 2	1. 3	2. 5	1.9
リフリヤンド	1. 9	5. 5	2. 9	1.8	10. 4	5. 9
キェフ	1. 1	2.7	2. 6	1. 2	1.8	1.4
バ ク -	2.8	6.8	2.5	2.7	25. 1	9.1

第166表 九大工業県の労働者の陳情と請願 II

けたのだから当然のことであるが、動揺が大きい。その中には、1913年の リフリヤンドとバクーの数字のように、労働運動と結びつくであろう個別的 変動も含まれてくる。それゆえに、さらに加工した第166表にうつろう。こ こには、ある質的分析を許すような像があらわれてくる。九大工業県の一つ とはいっても、キエフ県は、1件当り労働者数も、労働者100人当り事件数 も、同じく関係労働者数も小さい。つまり、ごくわずかな割合しか占めぬ少 数の労働者たちが,個人的にかあるいはごく小さな集団でもってひそやかに 工場監督官のもとを訪ずれている。これに対してウラジミル県やコストロマ 県では、労働者中の5%とか10%とかの割合をしめるものたちが、平均的に 10人とか20人とかの規模をもつ集団となって工場監督官の助力を求めてい る。自力で労働組合的行動をする力はないが、はげましあって行動している とみられる。さらにペテルブルグ県をみると、労働者の中の10~20%のもの が自分たちに与えられた社会的行動の余地を活用しようとしている。 彼ら は、ウラジミル県やコストロマ県のものたちよりも少数の規模で堂々と行動 している。おそらく、さらに進んだ層は、工場監督官にたよることなく、自 力で労働運動を展開するといえようか。最後に、ワルシャワ県やペトロコフ スカヤ県では、3~5%くらいの割合の労働者が、しごく小規模に行動してい る。とはいえ、これは決してキエフ県でのごとくにではなく、より近代的な

	個	国人的訴え	-	集団的訴え			
	1911	1912	1913	1911	1912	1913	
関係労働者合計	23, 405	25, 665	23, 809	84, 643	128, 364	121, 809	
(管区別)ペテルブルグ	4, 865	6, 425	5, 847	21, 080	45, 216	51, 243	
モスクワ	5, 520	5, 287	4, 727	36, 266	52, 451	28, 107	
ワルシャワ	5, 104	5, 113	4, 839	10, 364	10, 678	5, 978	
キェフ	2, 450	2, 782	2, 703	5, 692	7, 377	7, 219	
ポボルジ	2, 206	2, 545	1, 917	4, 370	4, 061	4, 464	
ハリコフ	3, 260	3, 513	3, 776	6, 871	8, 581	24, 798	
(9 大工業県)							
ペテルブルグ	2, 133	3, 398	2, 832	10, 695	28, 443	22, 999	
モスクワ	2, 326	2, 561	2, 384	12, 392	23, 653	12, 307	
ウラジミル	2, 123	1, 758	1, 532	10, 298	17, 516	10, 149	
ペトロコ フスカヤ	3, 132	3, 125	2, 915	7, 501	6, 528	3,886	
コストロマ	457	375	288	2, 803	7, 050	4, 315	
ワルシャワ	1, 117	1,064	1,006	1, 274	2, 660	1,083	
リフリヤンド	1, 516	1, 414	1, 464	2, 412	2, 993	7, 713	
キェフ	693	686	828	1, 118	1, 367	575	
バ ク ー	1, 025	1, 087	1, 258	2, 314	1, 805	11, 553	

第167表 個人的訴えと集団的訴え

権利意識をもつ個々人として行動しているのであろう。

第167表に、労働者の陳情・請願を個人的なものと集団的なものとに仕別けしてみた。工場管区別にいえば、ペテルブルグおよびモスクワにおいて、九大工業県についていえばペテルブルグ、モスクワ、およびウラジミルにおいて、集団的訴えに参加する労働者がとりわけ大量にあらわれている。これは、工場労働者が大企業に集中している度合いと照応している。

次に労働者の陳情・請願の事由別分析にうつろう。1910年以前についてみたのと同じように(第5報),賃金遅欠配であるとか, 賃金算定の不正, 不適な賃率による低賃金など,賃金関係のものの占めるウエイトの高いことが第168表からよみとれる。1911年版『報告集成』は, 賃金の遅配は, 多くは小工場で労働者の足止めのために策されたものであったこと,およびノヴュロド県で工場が一時閉鎖され, 賃金が1.5~2カ月分遅配 されたことにか

第168表 労働者のの陳情・請願事由別構成 I

		1011	19	12	1010	
		1911		比率	1913	1914
_	総数	152, 313	252, 273	100	250, 734	150, 87
1.	期限前解雇	10, 368	20, 415	8. 1	15, 697	13, 317
2.	災害疾病後の解雇他1)	1, 789	2, 323	0. 9	1, 406	2, 87
3.	労働時間短縮	3, 932	4, 537	1.8	2, 024	1, 54
4.	時間外労働強制	2, 901	11, 387	4. 5	9, 829	3, 47
5.	その他労働時間に関するもの	11, 576	28, 604	11. 3	13, 379	15, 652
6.	契約にない仕事の強制	936	2, 963	1.2	2,034	2, 568
7.	住居で賄への不満	2,758	2, 107	0.8	4, 880	1, 269
8.	医療扶助の欠如又は不足2)	3, 727	8, 696	3.4	7, 443	3, 060
9.	売店への不満	7, 815	4, 180	1.7	8, 720	739
10.	賃金支払手帳不支給	1, 777	2, 350	0. 9	2, 993	2, 465
11.	賃金支払手帳への不正確な記入	1, 948	3, 012	1.2	6, 069	1, 298
12.	賃金遅欠配	13, 917	22, 481	8. 9	19, 800	12, 220
13.	賃金算定の不正と賃金減額	14, 423	26, 708	10.6	16, 337	12, 317
14.	物品での支払	2, 719	462	0. 2	816	199
15.	控除及び罰金への不満	7, 637	18, 552	7.4	11, 947	5, 616
16.	悪い原料不適な賃率による低賃金	19, 331	31, 212	12.4	46, 580	24, 151
17.	旅券引渡遅延	1, 031	1, 234	0.5	1, 327	1, 501
18.	粗暴な態度	8, 564	12, 595	5.0	20, 873	10,000
19.	1903 年法	9, 305	9, 389	3.7	14, 875	5, 790
a)	医療	624	559	0.2	778	482
b)) 賃金補償	1, 646	1, 457	0.6	7, 365	897
c)	永久労働力喪失への補償の量	5, 273	5, 646	2. 2	4, 945	3, 135
d)	補償の形態	680	638	0.3	718	480
e)	その他	1,082	1, 089	0.4	1,069	796
20.	災害以外による労働力喪失への補償	5, 002	4, 152	1.7	2, 874	2, 264
21.	その他	20, 856	34, 914	13.8	40, 828	28, 559

1905—1910 の事由番号とちがっている。1) には長期雇用者の解雇を含む。2) は 1903 年後適用以外のもの。第 111 表参照。

らむ集団陳情が4件あったこと、ウラジミル県で賃下げと不正確な計算ゆえ に労働者2,600人を擁する織物工場の責任者が刑法1359条にもとづき送検 されたこと、を特記している。1912年版『報告集成』は、1911年に比して 事由数が急増し、その中で賃金関係が目立っているが、足どめのため支払い を遅らせているもの多いと指摘し、さらにドン軍管区のある大きな農業機械工場の例だとして、賃金の完全清算をしないままに、工場監督官の承諾もなしに賃金支払規則を変更し、賃金を一定期間支払い留保し、その期間が過ぎるまでは労働者は支払いを要求できないとする特別義務をとりきめたところ、労働者が 300py6. の完全清算を求めて集団的陳情をなした、と特記している。期限前退去の刑事責任を追及できなくなった雇主たちが、賃金支払いを遅らせることで労働者たちを縛ろうとこそくに対応し、労働者たちの反撃をうけているものとみられる。

次いで目につく事由としての期限前解雇についていえば、1907年版以降の『報告集成』がくりかえし指摘してきているように、雇主たちの解雇の自由をめざす行動がここに反映している。1911年版『報告集成』も、エカテリノスラヴ県主任工場監督官の証言として、工場支配人たちはあらゆる場合における即刻契約破棄の権利を欲し、解雇2週間前予告の法規定を厄介視していること、彼らがその考え方に立って短期間雇用を推進し、製粉所や製材所では仕事の少ない折には3日間づつ労働者を雇用し、大工場でさえ2週間づつの雇用をおこなっている、と記している。

労働者の陳情・請願を取扱いながら、工場監督官たちはこの期にとりわけ 労働者の疾病や災害に心を動かされているようにみえる。

1911年版『報告集成』は、ウラジミル、モスクワ、エカテリノスラヴ、ワルシャワ、グロドノ、カリシその他諸県で、しばしば、災害以外での疾病時への手当支払い、永年勤務者への年金、老齢労働者の継続雇用などを求める訴えがあったが、それらはとくに法に基礎をもたなかったので満足させられなかったこと、また、モスクワ県主任工場監督官のかたるところによれば、労災で不具になり、補償をうけたのち解雇されることへの不満訴えが多いこと、を記している。とくに後者については、事件と関連して調査したところ、若干の工場では、ある基準以上、通常は労働力永久喪失10%以上の補償を支払った場合には即座に解雇するとの規則がつくられており、それは、被災労働者は以前のようには稼げないばかりか、再度にわたって災害がくりか

えされるとまるまる全額の補償を出さなければならなくなるからとの理由で 保険会社が要求したものである場合もあった、と記している。1914年版『報 告集成』では、保険会社の支払う補償金や疾病基金から出される扶助金につ いての不満訴えもあるが、そのさいの工場監督官の任務は労働者の法律上の 権利を説明することのみであって、被災者と保険会社との間に立って仲介す る任務は監督官に委任されていないこと、かつて疾病保険の加入者であった ものが治療終了以前に解雇されたときは、規則によって給付が継続するとは いえ、その家族の方については標準規約によっても打切られること、が問題 視されている。

第 169 表は労働者の陳情・請願の事由数を個人的訴えと集団的訴えに仕別 けしたものである。 はなはだ 興味深い 数値があらわれている。 期限前解雇 (事由番号1) についての不満訴えは 個人的性格のつよいもので あることが わかる。災害疾病その他ののちの解雇(事由番号2)事件も同じである。そ うした事件の中にも社会的性格をよみとって労働組合のごとき団体が行動す るような発達段階には、ロシアの労働者階級は到達していない。賃金遅欠配 (事由番号12) に関しても労働者たちは比較的に単独で行動している。あま り高くない権利意識にとっても、これははなはだ不当と感じられたのであろ う。 さらに、 個人的性格のつよいものとしてとりわけ目 につくのは、 1903 年労働災害補償法に関連するもの(事由番号19)である。この法制は、それ の実施のためにどの程度のコストを専制政府に要せしめたかの問題点を別に すれば、労資紛争の火種を見事に個人の分子的行動に散らしているといえよ う。1913年について若干異質のうごきがあるのは、この年バクーで事由総 数 54, 341(事由 4, 5, 7, 8, 15, 16, 18, 19 b, 21)におよぶ集団的訴え があり、その中で5,964をこの事由が占めたことによっている。

これに対して、時間外労働強制への不満(事由番号4)であるとか、 労働 時間に関するその他の不満 (事由番号5), また住居や賄への不満 (事由番 号7), 医療扶助への不満(事由番号8), 売店への不満(事由番号9) など は見事に集団的性格を示している。 これは、 画一的な 勤務体制の 問題であ

第169表 労働者の陳情・請願事由別構成 II

事由	個	人的訴え			集団的訴え	
番号	1911	1912	1913	1911	1912	1913
1	6, 026	6, 280	6, 182	4, 342	14, 135	9, 515
2	1, 415	1,053	1, 018	374	1, 270	388
3	117	115	53	3, 815	4, 422	1, 971
4	359	285	311	2, 542	11, 102	9, 518
5	130	175	171	11, 446	28, 429	13, 208
6	463	443	468	473	2, 520	1, 566
7	81	73	45	2, 678	2, 034	4, 835
8	355	433	342	3, 392	8, 263	7, 101
9	7	16	11	7, 808	4, 164	8, 709
10	585	790	846	1, 192	1, 560	2, 147
11	434	495	520	1, 514	2, 517	5, 549
12	2, 233	2, 586	2, 784	11, 684	19, 895	17, 016
13	1, 389	1, 307	1, 358	13, 034	25, 401	14, 979
14	30	24	32	2, 689	438	785
15	817	699	738	6, 820	17, 853	11, 209
16	336	394	403	18, 995	30, 818	46, 177
17	568	536	557	465	698	770
18	629	635	625	7, 935	11, 960	20, 248
19	8, 924	9, 255	8, 571	381	134	6, 307
(19 a)	579	546	526	45	13	252
(19 b)	1, 617	1, 439	1, 392	29	18	5, 973
(19 c)	5, 206	5, 577	4, 885	67	69	63
(19 d)	678	628	718	2	10	_
(19 e)	844	1,065	1,050	238	24	19
20	2, 312	3, 194	2, 296	2, 690	958	578*
21	1,792	1, 964	1, 797	19, 064	32, 950	39, 031
計	28, 982	30, 752	29, 128	123, 331	221, 521	221, 606

^{*} 翌1914年は119。

り、共通の福利厚生の問題であるのだから当然である。賃金関係の不満(事由番号12,13,16)なども、それについで集団的性格を強く示しているし、罰金その他の控除への不満(事由番号15)や雇主たちの粗暴な態度への不満(事由番号18)など、労働管理の古い体質にからむものも、つよく集団的性格を示している。ところで、1903年法適用以外の労働力喪失への補償要求(事

第170表 集団的訴え事由別管区別構成 (1912)

	-1	24 2142	,,, a 3, pag, 73 p	1 1-1/2 A 11.1/2 A	()	
事由 番号	ペテルブルグ	モスクワ	ワルシャワ	キエフ	ポボルジ	ハリコフ
1	8, 644	1, 192	2, 018	786	793	702
2	21	715	99	45	6	384
3	672	3, 244	236	90	167	13
4	5, 254	5, 186	154	182	144	182
5	21, 003	5, 057	133	741	822	673
6	29	2, 162	77	86	58	108
7	105	1, 132	_	188	11	598
8	5, 293	2, 492	82	18		378
9	24	3, 874	-	12	176	78
10	603	302	231	141	46	237
11	1, 317	370	37	49	601	143
12	9, 650	3, 573	731	2,700	1, 097	2, 144
13	14, 977	5, 349	1, 944	458	1, 088	1, 585
14	-	219	-	133	54	32
15	12, 901	2, 836	399	22	1, 025	670
16	10, 367	13, 678	2, 888	846	980	2, 059
17	45	248	71	60	42	232
18	2, 321	7, 318	607	606	699	409
19	6	16	27	11	20	54
(19 a)	-	3	2	3	-	5
(19 b)	-	7	-	-	4	7
(19 c)	6	4	11	8	16	24
(19 d)	_	-	5	-	-	5
(19 e)		2	9	-	-	13
20	700	18	65	6	9	160
21	9, 410	17, 064	3, 014	1, 304	590	1,568
計·	103, 342	76, 045	12, 813	8, 484	8, 428	12, 409

第112表参照。ただし事由番号に変更あり。また、本表は集団的訴えのみ。

由番号 20) について注目すべき傾向がみてとれるように思われる。個人的訴えではある水準を維持しながらも、集団的訴えの事由としては、1911 年 の2,690 から1912 年の958 へ、さらに1913 年の578 へと傾向的に減少している。ちなみに、この表にはないが、1914 年の数値をみると119 である。1912年法の実施にともなう変化とみてよいであろう。

第170表は集団的訴えの事由数についてのみ工場管区別に構成してみたも

のである。総数について、ペテルブルグ、モスクワ、ワルシャワ、ハリコフ、キエフ、ポボルジの順にならんでいる。これを第167表の1912年における集団的訴え関係労働者数と比較してみる。そこでの人数は、モスクワ、ペテルブルグ、ワルシャワ、ハリコフ、キエフ、ポボルジの順にならんでいる。両者の順序は多少ずれている。それは、関係労働者1人が申立てる事由の平均数にちがいがあるからである。ペテルブルグでは1人当り2.28件、ポボルジでは2.08件、モスクワおよびハリコフで1.45件、ワルシャワで1.20件、キエフで1.15件となっている。キエフではわずかの要求をおずおずと申立て、ハリコフ、モスクワ、さらにポボルジ、ペテルブルグとすすむと、労働者たちが集団となるにつれて、うっ積していた不満が次々にふき出して事由数が多くなる。ところがワルシャワまでくると、煮つまった少数の要求をクールに主張する、といった像がうかび上がる。

そうした姿は、事由番号ごとに細かな吟味を加えるとさらに明瞭となる。 キエフ管区では、事由総数のうちの30%以上を賃金遅欠配への不満が占めて いる。これに対してワルシャワ管区では、賃金算定の不正や悪い原料・不適 当な賃率への不満や、期限前解雇への不満が、53%を占めている。ペテルブ ルグ管区はとみると、ワルシャワ管区にめだつた事由に加えて、労働時間に ついての不満が顕著である。資本の集積度の影響とみてよいであろう。さら にモスクワ管区に目を移すと、ワルシャワ、ペテルブルグにめだった事由に 加えて、雇主らの粗暴な態度への不満なども多く、総体としていわばまんべ んなく多彩であり、ロシア的資本蓄積の矛盾の巣窟といった感がある。ハリ コフ管区については、この1912年については、バクーの石油業主が家族も ち労働者をも給与宿舎 казармы に移住させ、もって住宅手当 квартирное довольствие への支出を削減したため、大きな陳情がおこった、との指摘が あるので、事由構成は平均的なものからずれているとみた方がよいかも知れ ない。いま一つ注目すべきは、期限前解雇が集団的訴えの事由となるのがペ テルブルグ管区とワルシャワ管区において著しい点である。総括的にはこの 事由は個人的性格がつよかったのだが、一部には、労働運動への反撃として

	個	人的訴え		集	団的訴え	
	訴えた人 数	うち部分的 全部的に満 足したもの	%	訴えた人 数	うち部分的 全部的に満 足したもの	%
1911	23, 405	12, 991	58.0	84, 643	54, 543	64. 4
1912	25, 665	14, 652	57. 1	128, 364	77, 919	60.7
1913	23, 809	13, 306	55. 9	121, 809	73, 614	60. 4
1914	18, 302	10, 501	57. 3	97, 390	60, 514	62. 1
(1912)						
ペテルブルグ	6, 425	3, 812	59. 3	45, 216	16, 843	37. 3
モスクワ	5, 287	2, 617	49.5	52, 451	36, 898	70.3
ワルシャワ	5, 113	3, 108	60.8	10,678	9, 032	84.6
キエフ	2, 782	1,654	59. 5	7, 377	6, 601	89. 5
ポポルジ	2, 545	1, 481	58. 2	4,061	2, 462	60.6
ハリコフ	3, 513	1, 980	56. 4	8, 581	6, 083	70.9
(1912, 9大県)						
ペテルブルグ	3, 398	2, 277	67.0	28, 443	13, 716	48.2
モスクワ	2, 561	1, 128	44.0	23, 653	19, 808	83.7
ウラジミル	1, 758	961	54.7	17, 516	12, 168	69.5
ペトロコフスカヤ	3, 125	1, 942	62. 1	6, 528	5, 818	89. 1
コストロマ	375	155	41. 3	7,050	1, 171	16.6
ワルシャワ	1,064	577	54. 2	2, 660	2, 249	84. 5
リフリヤンド	1, 414	604	42.7	2, 993	1,069	35.7
キェフ	686	422	61.5	1, 367	1, 234	90.3
バークニー	1, 087	524	48. 2	1, 805	1, 296	71.3

第171表 労働者の訴え処理結果動向 I

1914年はワルシャワ管区を含まず。

の解雇, これへの労働者側からの集団的不満訴え, といった性格をまじえて いたようである。

第171 表と第172 表は労働者側からの陳情・請願の処理結果に関連する統計である。 くりかえしになるが、1900 年代初頭には陳情 жалоба と 請願 просьба は厳密に範疇的に区別されていた。前者は現行法規についての違反に関する訴えであり、その訴えが真実に法規に根拠をもつか否かが審査された。後者は、それとはことなって、現行法規に白か黒かの明示的根拠をもつものではないが、工場支配人と労働者との間のゆきちがい、誤解、をとくこ

訴えが部分的全 部的に満足さ	1	固人的訴え		集	美団的訴え	
れた比率	1911	1912	1913	1911	1912	1913
(管 区 別)						
ペテルブルグ	53. 0	59. 3	52.8	50. 2	37.3	42.0
モスクワ	54. 2	49. 5	53. 7	62. 1	70. 3	60.1
ワルシャワ	58.6	60.8	58. 9	79.6	84.6	79.6
キェフ	62.8	59. 5	63. 6	84. 1	89. 5	73.6
ポポルジ	50.8	58. 2	53. 1	66. 6	60. 6	72.0
ハリコフ	57.0	56. 4	55. 4	77. 3	70. 9	88.3
(9大工業県)			ļ			
ペテルブルグ	60. 6	67.0	52.7	65.8	48. 2	44.3
モスクワ	48. 3	44. 0	45. 1	52. 3	83. 7	38.3
ウラジミル	56. 9	54.7	64. 9	51. 5	69. 5	76.4
ペトロコフスカヤ	61.8	62. 1	59.0	81.2	89. 1	85.1
コストロマ	46.0	41. 3	46. 9	30.0	16.6	75.7
ワルシャワ	47.3	54. 2	54. 6	65.7	84. 5	55. 9
リフリヤンド	39.6	42.7	42. 4	40.0	35. 7	38.8
キェフ	57. 9	61. 5	57.7	89. 2	90. 3	79.1
バ ク ー	57. 1	48. 2	52. 9	69. 1	71.3	84. 2

第172表 労働者の訴え処理結果動向 II

とによって労資関係を調整すべく、工場監督官に介入を依頼するものである。ところが、その両者を現実に区別しつづけることはむづかしい。1905年版『報告集成』以降、両者は一括して集計されることになった。とはいえ、申立てられた事由に根拠あったかなかったか、という審査結果は重視され、この数値は1910年版まで記載されつづける。ところで、1911年版『報告集成』以降はといえば、その数値の記載は途絶える。直接に現行法規の規定にのっとってであるか、工場監督官の裁量の幅の中での介入によってであるか、その区別なしに、労働者の不満がどの程度解消したかに注意がむけられている。陳情と請願の区別は最終的に捨てられた。

労働者の不満が部分的にあるいは全面的に解消するにいたったものの割合を関係労働者数についてみると、1911年から1914年まであまり大きな変化はなく、個人的訴えの場合よりも集団的訴えの場合の方がやや有利に、しか

も大差はなく、推移している。これを工場管区ごとに仕別けし、さらに九大工業県については抽出してみると、当然のことであるが偏差があらわれる。個人的訴えの結果についても、 $41\%\sim67\%$ とひらいているが、集団的訴えの結果については、差はそれどころではない。工場管区別にみても $37.3\%\sim89.5\%$ であり、抽出した九大工業県だけの内でも $16.6\%\sim90.3\%$ という具合である。第 171 表のこの数値は 1912 年についてだけとり出したものなので、第 172 表にこの割合の推移を 1911 年から 1913 年までの三年間について整理してみた。すると、これまた当然のことであるが、個人的訴えの結果について同一管区または同一県でみても、年度ごとの動揺があらわれてくる。しかし、そう大きいものではない。一方、集団的訴えの方は、同一県で大きな年度ごとの差があらわれてくる。 コストロマ県では 1912 年に 16.6%であったのが翌 1913 年には 1912 年に 1912年に 1912年に 1912年に 1913年には 1913年に 19134年に 1913

労資関係への介入活動についての工場監督官自身の評価も様々である。 1911年版『報告集成』には次のようにある。工場監督官たちは法にしたがって労資双方から申立てのあったとき仲介したばかりでなく、一方(通常労働者)の側のみからの申立てのときにも仲介した。しかし工場主たちは決してその介入を好みはせず、ために合意が成立しないときにきは双方に義務的な決定を出すことができず、あとは法廷にゆだねるのみなのだが、労働者たちは工場管督官のこうした役割をよく知らないことが多いので、仲介に失敗すると、彼らは、工場監督官が工場主にひいきすると非難しがちであった。ハリコフ管区工場監督官のいうところによると、仲介活動への評価は監督官によりいろいろであり、労働者のために大いに良いし、ぜひ必要だという人から、反対に、全く無益だという人までいる。ヘルソン県主任工場監督官曰く。「監督官の仲介、調停活動は、わが国の労働者のために不可欠であり、産業活動の平和的傾向を助長するために多くをなしうる。」労働者たちは、工場 監督官にたよって事件がすみやかに正確に解決されるようにと協力し、監督官に信用を置いているし、支配人たちは、裁判にもちこまないでくれ、といって監督官の指示や要求を実行している、と。ポルタワ県主任工場監督官も、労資調整室あるいは産業裁判所のようなものが存在せず、また労働者が集団的に利益を主張できないでいるので、工場監督官の仲介活動の意義は減じていない、と指摘している。コストロマ県主任工場監督官ほかは、工場主が事件の裁判所行きをのぞまなかったので、1903年労災補償法に関する仲介は成功した、とのべ、モスクワ県主任工場監督官は、従前からもその意見なのだが、工場監督官の仲介活動が労働者のためになるのは、事由が工場支配人による法違反のときだけである、とのべた。

1912年版『報告集成』には次のようにある。エストリヤンド県主任工場監督官の報告によれば、監督機関メンバーの仲介活動は成功している。それは、個人的および集団的申立て обращение の年々の増大によって、ストライキの予防および若干のストライキの中止によって、さらに小さな工業事業所も工場監督下においてほしいとの労働者側からの請願の熱心さによって、確証されている、と。サラトフ県主任工場監督官の報告によると、仲介活動の利益を見積ることはむづかしいが、しかし利益がないとみることには根拠がない。確信もって次のことがいえる。もし労働者の申立てをとりあげなければ、それはとくに小企業での雇主側の専横の強化になる。労働者は時間と費用の点からめったに裁判所にはゆかない。工場監督機関のように工場生活の近くにあるものはほかにないので、これの活動は積極的意味をもつ、と。

1913年版『報告集成』には次のようにある。工場監督官の労資関係への介入活動への評価は区々である。主な意義は陳情を審理するさいの迅速さであり、成功は主として監督機関メンバーの個人的権威に依存している。クールリヤント県主任工場監督官曰く、監督官の仲介・調停活動は、労資関係を平和で健全なものにする、と。ヘルソン県主任工場監督官曰く。監督官のそうした活動はわが国の労働者にとって不可欠である。労働者たちは非公式だがすばやい監督官たちの決定をみて、監督官に信頼をよせるようになってい

る、と。ニジェゴロド県主任工場監督官曰く。この活動は監督官の手に権力 がないのであいまいのままである。ノヴゴロド県主任工場監督官曰く、これ は監督官の工業家に対する道徳的働きかけにすぎないので、深刻な労資紛争 のときにはめったに積極的効果がなく、ストライキになると労働者は監督官 のところへ来ない。カリシ県の工場監督官たちによると、仲介が役に立つの は、その申立て事由が懲罰的手段の採用を可能にしている場合だけである。

おそらく各県主任工場監督官にあてたアンケートによる『報告集成』の記 述は、あまり強力な判断を示してはいないし、さらには地帯ごとの分析など 試みている気配もない。 しかし, 1905 年の 革命の余いんがのこっていたと きに悲観的だった評価が, 1910 年ころにはやや自信にあふれたものに 変 り (第5報参照), その評価が1912年までは維持されているが、1913年にはま た自信のない評価にかわっているのが認められるであろう。帝政ロシア工場 監督官の仲介活動は,戦後日本の労働委員会の公益委員によるあっ旋活動を 想いおこさせるものもあるが、しかし前者は労働組合の自主性を前提とする 後者とはちがうし,また現に,慈恵的に行動しつつ,労働者の労働組合活動 や、なかんずくストライキ活動を防止するか、あるいは西ヨーロッパ的な労 資双方からの代表により構成される調整機関を展望するか、という二つの選 択肢以外の構想があったようにはみえない。

次いでストライキ統計の吟味にうつろう。第173表はストライキ件数と参 加者数の年次別動向を示している。第119表と接続してみると,1911年まで は総件数、参加労働者総数があまり大きくないなかで、件数ではワルシャワ 管区が、参加者数ではモスクワ管区が全体をリードしている。全体的な停滞 期のなかで、労働者の集積・集中の著じるしいモスクワ管区と、近代的権利 意識の強いワルシャワ管区とが、それぞれの特徴をもって全体をリードして いたといってよかろう。ところが、1912年以降全体的ストライキ運動の昂揚 期に入って様相がかわってきている。件数においても参加労働者数について も、ペテルブルグ管区が圧倒的な位置を占めて全体を牽引している。

そうした動きは、とりわけ政治ストライキの動向に強くあらわれている。

第173表 ストライキ工場管区別構成

	ペテル ブルグ	モスクワ	ワルシ ャワ	キエフ	ポボルジ	ハリコフ	合 計
(件 数)							
1911	72	96	208	48	22	21	466
1912	994	355	391	119	68	105	2,032
1913	1,089	322	561	68	56	308	2, 404
1914	2, 242	513	_	106	100	573	(3,534)
(参加者数)	·						
1911	23, 226	48, 433	22, 952	5, 502	2, 646	2, 401	105, 110
1912	393, 907	172, 037	62, 306	43, 014	18, 793	35, 434	725, 491
1913	530, 088	116, 877	111, 883	36, 776	9, 660	81, 812	887, 096
1914	962, 359	227, 945	-	27, 297	18, 824	101, 033	(1, 337, 458)

第119表参照。

第174表 政治ストライキ動向

El Du		ストラ	イキ数		スト参加者数					
月別	1911	1912	1913	1914	1911	1912	1913	1914		
1	-1	1	100	312	_	1, 622	57, 641	153, 920		
2		-	-	26	_		-	20, 785		
3	-	· -	3	349	-	_	6, 141	173, 587		
4	22	591	176	300	7, 001	231, 369	79, 917	101,657		
5		492	280	672	-	170, 897	115, 931	248, 265		
6	-	_	61	130	-	-	50, 080	43,772		
7	-	2	40	605	-	859	18, 665	240, 869		
8	-	_	-	2	_	-		1,950		
9	-	30	175		-	8, 734	60, 730			
10	-	72	32	-	-	36, 725	14, 320	_		
11	1	99	154	5	1, 281	67, 063	89, 893	895		
12	_	13	4	-	-	17, 919	3, 453	-		
計	23	1, 300	1, 025	2, 401	8, 282	535, 188	496, 771	985, 700		

政治ストの件数および参加者数の年次別月別動向を第174表にみると,1912年のレナ事件,セヴアストーポリ水夫への判決,国会選挙,社会保険法のそれぞれに関連するストライキ,および血の日曜日記念ストライキとメーデーストライキ,1913年の血の日曜日記念,レナ事件記念,バルチック艦隊水兵の裁判事件,ストライキ責任を問われたオブホフ工場労働者裁判事件,等々

と、尻上がりのうねりになって1914年における世界大戦への参加時点までつづいていることがわかる。ただし、各年度の『報告集成』は注意深く、総論の部でそのような歴史的展開の図をかかげることを避けている。政治ストライキは短時間のものが多いとはいっても、のちに触れるように、政治ストライキによる労働日損失も無視すべからざるものになるのであり、専制の部局としての工場監督機関はかつてのようには自らをなぐさめることはできない(第5報)。それで、1912年版『報告集成』は、政治ストライキに参加したものはほとんどペテルブルグに限られ、若干はモスクワ、その他はごくわずかである、といって、1913年版『報告集成』も、政治ストライキに参加したのはペテルブルグ、モスクワ、リガくらいである、として、事態の衝撃的な印象をよわめようとしている。もし工場監督官たちがブルジョアジーの側に立つなら、すみやかに政治ストライキの原因をとりのぞき、資本蓄積を安寧ならしめるようにと、提案しなければならないところである。

政治ストライキと呼応しながら、経済ストライキも増大して行っている。 第175表に年次別月別に示された数値にそれをみてとることができる。第

B 01		スト	件 数		スト参加者数				
月別	1911	1912	1913	1914	1911	1912	1913	1914	
- 1	24	20	44	60	5, 373	3, 932	15, 520	20, 345	
2	14	21	24	64	1,855	9, 383	2, 436	15, 898	
3	16	28	32	152	4,671	4, 852	25, 417	49, 831	
4	32	68	73	94	5, 182	15, 003	38, 452	30, 461	
5	57	132	147	344	12, 495	4,6089	53, 882	72, 942	
6	61	109	231	190	16, 886	30, 801	68, 764	104, 546	
7	43	76	373	190	13, 867	19, 880	77, 491	51, 019	
8	61	115	98	7	13, 068	10, 501	15, 987	1,897	
9	21	26	61	6	8, 298	10, 784	17, 432	999	
10	33	70	75	9	4, 589	22, 074	22, 491	1, 153	
11	54	46	169	8	6, 843	8, 586	40, 187	1, 484	
12	27	21	52	4	3, 701	8, 418	12, 266	1, 183	
計	443	732	1, 379	1, 138	96, 828	190, 303	390, 325	351, 758	

第175表 経済ストライキ動向

2	1911	1912	1913	1914
~半日	33	203	115	283
半日~2日	167	1, 260	1, 352	2, 158
2 日~ 3 日	37	127	166	207
3 日∼ 5 日	61	101	216	238
5日~10日	63	107	252	353
10 日~15 日	34	71	126	87
15 日~20 日	12	86	47	40
20 日~30 日	20	34	62	41
30 日~	39	43	68	127
1	466	2, 032	2, 404	3, 534

第176表 継続日数別ストライキ件数分布

1914年はワルシャワ管区を含まず。第121表参照。

176 表にみられるように継続日数別にみたストライキの分布は、政治ストライキの比重の大きいことも合せて、半日~2日というクラスでひときわ大きいピークを形づくっているところは変化がない。というよりも、1909年(第121 表)の数値などとくらべると、その点ではむしろ短期のストライキにより集中しているといってよい。とはいいながら、件数と参加人数の急速な増大は、1905年の革命の再現を予想させるものであり、これの解決について方策のたたないままに大戦に参加し、一時ストライキ運動の停滞がみられたとしても、また1917年に火の手があがるのは予想できないことではなかったろう。しかし『報告集成』は、すでに1913年に入って資料をとりまとめたはずの1912年版においてなお、経済ストライキが5月~8月の夏に多いという傾向はかわらない、などというごく抽象的な労働市場分析にとどまっている。

さて、ストライキの産業部門別分布をみると、 [木綿工業と¶金属工業とがやはり大きな位置を占めていることがわかる (第177表)。1909年以降1911年までは、ストライキ参加者数についてみれば木綿工業の方が多かったのだけれども、1912年以降は金属工業が大きくリードしている。第178表によって月別に仕別けしてみても、一・二の月を除いてすべて金属工業のストライキ参加者数の方が木綿工業をおいぬいている。こうした統計は、通常

ス ŀ 件 数 スト参加者数 産業 部門 1911 1912 1913 1914 1911 1912 1913 1914 Ι 71 155 244 208 46, 495 | 134, 979 | 180, 550 223, 392 · · II 48 160 266 20 2,724 13, 907 35, 905 6,286 III2 13 16 6 480 5, 260 1,797 981 IV 16 28 20 39 9, 190 30, 151 11, 651 24,907 V 26 66 84 56 4,018 17, 407 18, 349 20, 302 VI 226 41,773 77, 147 48 360 649 2,420 31, 254 VII 44 174 166 270 3,868 23, 141 21,050 41, 365 VIII 99 785 954 1,582 24, 191 370, 671 465, 645 749, 209 IX 55 91 60 94 14, 953 10, 591 17, 422 5, 665 X 83 31 66 21, 230 15,023 26,867 118 2,053 XI79 15 81 149 2, 187 21, 921 28, 244 51,058 XII 52 7 62 92 1,597 29, 697 44, 974 61,713 XIII 4 3 132 236 222 401 20,807 34, 967

第177表 産業部門別ストライキ分布

第 130 表参照。

466 2,032

XIV

計

第178表 発生月別ストライキ参加者数

15

1, 256

3, 534 105, 110 725, 491 887, 096 1, 337, 458

1,842

10

2, 402

			30227777			
E3 174	第Ⅰ	部門	第 VIII	[部門	総	数
月別	1912	1913	1912	1913	1912	1913
1	1, 178	9, 193	3, 455	53, 389	5, 554	73, 161
2	1, 376	544	6, 412	1, 193	9, 383	2, 436
3	817	1,090	2,046	29, 451	4,852	31, 558
4	45, 144	33, 002	134, 399	58, 513	246, 372	118, 369
5	36, 494	52, 849	99, 429	81, 854	216, 986	169, 813
6	9, 926	36, 576	13, 238	47, 931	30, 801	118, 844
7	2, 246	16, 183	3, 172	35, 305	20, 739	96, 156
8	1, 840	3, 479	781	4, 638	10, 501	15, 987
9	8, 305	5, 604	5, 034	49, 050	19, 518	78, 162
10	16, 935	6, 294	35, 323	18, 496	58, 799	36, 811
11	7, 936	14, 226	51, 364	75, 718	75, 649	130, 080
12	2, 781	1, 510	16, 018	10, 107	26, 337	15, 719
計	134, 979	180, 550	370, 671	465, 645	725, 491	887, 096

e ni	第 I	部門	第 VIII	部門	第 XI 部 門		
月別	1912	1913	1912	1913	1912	1913	
1	1, 178	3, 612	1, 833	7, 158	350	3, 119	
. 2	- 1, 376	544	6, 412	1, 193	-	358	
3	817	1, 090	2,046	23, 310	_	154	
4	7, 278	12, 703	2, 341	17, 646	1, 185	341	
- 5	6, 632	34, 088	21,892	7, 144	2, 171	-	
. 6	9, 926	32, 008	13, 238	14, 227	453	539	
7	2, 246	15, 483	2, 313	19, 907	1, 395	4, 341	
8	1, 840	3, 479	781	4, 638	172	247	
9	7, 605	4, 242	86	4, 730	1, 750	367	
10	2, 400	3, 724	1, 790	8, 289	1, 037	6, 469	
11	70	5, 260	6, 431	13, 569	162	3, 344	
12	340	1, 510	921	6, 654	_	79	
計	41, 709	117, 743	60, 084	128, 465	8, 513	19, 258	

第179表 発生月別経済ストライキ参加者数

認められているロシア革命の社会的特性を確認している。経済ストライキだけをとって第179表にみれば、その印象は若干和らげられる。木綿工業部門のストライキ発生状況は、夏の季節にある程度集中しているといってよかろうし、その時期には金属工業部門に追いつき、追いこしている。そうした傾向をより一層つよく示すであろうと予想されるXI食品工業部門もここに加えてみた。1912年についてはストライキの夏への集中は明らかにみとめられたとしても、ここでは事例の量がたりなくて、いささか大量観察をなすには難のあることがわかった。さらにこの部門の1913年の状態は、なにがしかあたらしい動揺のはじまりを示しており、1月には賃上げ要求ストライキの大きなものが、11月には疾病基金導入にからむストライキが3件(3,050人)おこっていた。とくに後者についてみると、そのうちの1件2,232人参加のストライキは、雇主からの譲歩をかちとった珍らしい例である。

原因別のストライキ分析に移ろう。第 180 表と第 181 表とからはじめる。 すでにみてきたように、この期間のストライキの特徴は、まず第一にその政 治的性格である。ストライキ原因 126 が主要要求を政治的目標においたも

スト		スト	件 数			スト参	加者数	
原因	1911	1912	1913	1914	1911	1912	1913	1914
A	336	592	1,020	474	67, 164	117, 984	262, 467	150, 581
1	252	517	938	403	49, 457	101, 353	243, 435	136, 635
2	29	39	31	16	5, 883	9, 186	5, 578	2, 863
3	53	36	51	55	11, 824	7, 445	13, 454	11, 083
Б	37	35	- 55	349	10, 134	9, 189	14, 310	71, 554
4	15	16	33	327	1, 430	3, 880	8, 927	60, 744
5	3	6	8	6	627	1, 119	988	1, 477
6	10	13	14	16	8, 077	4, 190	4, 395	9, 333
В	69	105	160	146	19, 432	48, 505	46, 947	56, 212
7	8	16	26	22	2, 691	11, 493	9, 191	5, 727
8	53	82	119	103	16, 041	30, 926	31, 482	34, 668
9	. 5	3	2	3	491	4, 186	3, 038	10, 834
10	3	4	13	18	209	1, 900	3, 236	4, 983
Γ	24	1, 300	1, 169	2, 565	8, 380	549, 813	563, 372	1, 059, 111
11	-	-	4	1	-		2, 415	84
12	1	. '-	9	142	98	,. –	5, 985	48, 489
126	23	1, 300	1, 025	2, 401	8, 282	549, 813	496, 457	985, 665
13	-	-	131	21	-		58, 515	24, 883
合計	466	2, 032	2, 404	3, 534	105, 110	725, 491	887, 096	1, 337, 458
第 1:	26 表参照。						·	·

第180表 原因別ストライキ状況 I

第126表参照。

のである。 原因 126 によるストライキは,件数の点でも参加者数の点でも次第にウェイトを高め,ついに 1914 年には損失労働日についてさえ 全 体の 29.2% を占めるに至っている。

経済的要求についてみると、賃金関係 (A) については、原因2賃下げ反対にくらべて原因1賃上げ要求が、労働時間関係 (B) では原因5雇主側からの変更への不満にくらべて原因4労働者側からの労働時間短縮要求が、いずれも圧倒的に大きな数値をみせている。ロシアの産業が部分的な不況をなお含みながらも、大戦へむけての戦争準備の活況に入るにつれて、生計費の上昇

第181 表 原因別ストライキ状況 II

				ā	員失労働日数	
スト原	因 -		1911	1912	1913	1914
A			629, 506	1, 481, 565	2, 425, 512	2, 234, 573
	1		529, 164	1, 351, 710	2, 338, 004	2, 184, 213
	2		70, 048	84, 378	23, 000	5, 530
	3		30, 294	45, 477	64, 508	44, 830
. Б			52, 198	70, 606	239, 821	1, 391, 306
	4		17, 760	47, 651	225, 890	1, 373, 339
	5		12, 379	1,728	3, 218	3, 427
	6 :		22, 059	21, 227	10,713	14, 540
В			101, 078	310, 942	485, 682	358, 136
	7		5, 633	159, 363	60, 870	23, 715
	8		94, 292	143, 848	380, 253	193, 970
	9		935	3, 114	19, 263	124, 812
1	0 : .		218	4, 617	25, 296	15, 639
Γ			8, 280	512, 493	551, 212	1, 771, 057
1	1		-		7, 319	260
. 1	2		48) १ - स	9, 832	62, 203
. 1	2б	, , , , ;	8, 232	512, 493	516, 769	1, 677, 740
. 1	3		_	, any	17, 292	30, 854
合	計		791, 062	2, 375, 606	3, 702, 227	5, 755, 072

第 126 表参照。

傾向や、労働強化の傾向をもたらし、政治的にも勇気づいたロシア労働者の不満表出にいたらしめているものであろう。そうしたなかでも、この期においてもなお、原因8管理部メンバーの粗暴な態度をふくめての職場秩序への不満が、ストライキの主要原因として大きな位置を占めつづけているのは注目すべきであろう。ロシアの労働者たちの要求が、民主主義革命と結びついていることを端的に示しているものだからである。

第 180・181 表では原因 10 の中に含められているが、原因 10 6 の問題がある。これは、労働者の採用、解雇、格付などへの労働者代表の介入要求、

労働者総代の選出要求など、労働組合の承認要求であるか、そうでなくとも それに近接した要求である。労働者がストライキにおいて掲げた要求の中に 原因 106 が含まれていたものをすべて拾い上げると, 1911 年に 52 件, 1912 年に9件、1913年に145件、1914年に300件となる。ただし、1914年につ いてさらに立ち入ってみると、うち217件は5月であり、しかも、原因4、 6, 5, 1, 3, 10, 9, 13, 10 6, 3 6 の順で総合されていたのである。これ は要求を総合的に列挙したメーデー・ストライキであるとみる外ない。原因 106 を主要要求とするストライキはというと少ない。1911年に3件. 参加 者数 209 人, 損失労働日 218 日, 1912 年にはなし, 1913 年は 1件, 90 人, 1,485 日、1914 年は 2 件、380 人、3,670 日である。どの産業部門でこれが 発生していたかを追求したところ、1911年については原表から抽出できず、 1913 年と 1914 年の計 3 件はいずれも ♥ 部門であった。 この部門は印刷業を 含んでいる。むべなるかなである。

月 $1912 \cdot 1913$ スト 原因 計 1,555 . 2 : 1 - 2 17 2, 325 12 б | 101 --908 1,051 計 90 4, 436

第182表 原因別月別ストライキ構成

第127表参照。

第183表 結 果 別 ス ト ラ イ キ 状 況

		ストライキ件数				参 加 者 数				1件当り参加者数		
	1911	1912	1913	1914	1911	1912	1913	1914	1911	1912	1913	1914
労働者に有利	122	100	114	89	16, 517	15, 779	28, 952	16, 393	135. 4	157.8	254. 0	184. 2
相互に譲歩	136	281	639	206	32, 844	57, 136	116, 781	69, 786	241.5	203. 3	182. 8	338.8
雇主に有利	184	351	617	674	47, 369	102, 763	238, 921	192, 168	257. 4	292. 8	387. 2	285. 1
中 立	24	1, 300	1, 034	2, 565	8, 380	549, 813	502, 442	1, 059, 111	349. 2	422. 9	485. 8	412. 9
計	466	2, 032	2, 404	3, 534	105, 110	725, 491	887, 096	1, 337, 458	225. 6	357. 0	369. 0	378.

第128表参照。

1	結果	木	綿工	業	金属工業			
原因		労働者に 有利	相互譲歩	雇主に有 利	労働者に 有利	相互譲歩	雇主に有 利	
Α								
	1	7, 199	19, 202	61, 555	4, 574	43, 723	58, 278	
	2	70	558	1, 834	613	423	1, 277	
	3	2, 733	532	5, 724	346	955	1, 350	
Б								
	4	-	370	106	4, 073	1, 604	5, 212	
	5	329	-	596	-	560	·	
	6	-	. 1,807	3, 471	352	1, 305	390	
В								
	7		800	483	-	722	11,642	
	8	3, 295	7, 965	14, 754	2,717	6, 539	15, 530	
	9	170	-	-	-	3, 485	619	
	10	-	1,750	1,835	-	32	183	

第184表 原因別結果別ストライキ構成 (1912・1913, スト参加者数)

場 131 表参照。

いま一つ特記すべきは、原因 13 によるストライキである。 これは疾病基金の導入にからむもので、 1913 年から別だてとなった。 M 金属工業で 1913 年に 60 件 (18,248 人)、 1914 年に 11 件 (12,678 人) というのが一番多い。全体でみると、1913 年に 131 件 (58,515 人)、1914 年に 21 件 (24,883 人)となっている。

第 182 表にストライキの原因別月別構成をみると、1912・1913 年度 についての分布は第 127 表にみた 1909・1910 年度のそれと同質であること がわかる。原因1 と原因 4 とは、ともに労働者側からの攻撃的性格がつよいが、これは夏にウエイトが大きくなっており、原因 2 と原因 5 は反対に雇主側からの攻撃的性格がつよく、そして冬にウエイトがかかっている。もっともはっきりと傾向性のあらわれているのは原因 1 である。労働者は労働市場の条件を活用して闘争している。それに対して、原因 8 は季節にあまり影響されずに年度をとおして恒常的にある数人のストライキの引き金となっていることがわかる。

ストライキの結果はどうであったか。第183表と第184表にそれをみよ

う。まず第 183 表についてであるが、結果が直接的な労資にとって中立的なもの(主として政治ストライキ)をのぞくと、件数について、労働者に有利におわったものが 1911 年以降漸減し、雇主に有利におわったものが 激増している。参加労働者数でみても、前者は停滞し、後者は増大している。一件当りの参加者数についてみると、それぞれに増大傾向をみせながらも、前者にくらべて後者の方がいつも規模が大きい。これらの指標からうかび上がってくる労資関係の姿はといえば、政治ストライキを含むストライキ運動の昂揚のなかで、資本家階級はとりわけ大企業の経営陣を中心に高姿勢でこれと対決し、大むね資本家的に切りぬけている、ということであろう。政治ストライキの原因が解消されて行けば、そのあとからは、生産におけるブルジョアジーの確固たる支配があらわれてくる、といっ動きも、ありうべきものと予想されるであろう。

もちろん、全体的昂揚が個々のストライキの結果に影響を与えぬはずはない。第184表は【木綿工業とVII金属工業とのみを抽出して、1912・1913年のストライキの原因別結果別構成を参加労働者数で示したものである。これを1909・1910年についての同じ表(第131表)と比較してみる。すると、賃上げを要求するストライキが労働者に有利におわったのは、雇主に有利におわったのを100とすると1909・1910年の木綿工業で3、金属工業で6の割合であったのに、1912・1913年にはそれぞれ12と9に増している。賃金制度に関する原因3についてみると、8および68が48および27とかわっているし、労働時間短縮要求のストライキについては、0および0が0および78へと急増しているのである。労働運動の側にも発展の足がかりがつくられつつあったとみてよいであろう。

なお、ストライキ原因 13 の疾病基金関係について 特記しておこう。 この原因によるストライキの結果は、 1913 年については、労働者の 要求が 部分的に達成されたとする \mathbb{X} 部門の 1 件(406 人) および \mathbb{X} 部門の 1 件(2,232 人)の他は、すべて労働者の要求がみたされぬままに終ったことになっている。そして、 1914 年については、『報告集成』はこれをすべて経済的結果を

示さないものとして集計しているのである。この評価と取扱いをみるとき,いわゆる「保険カンパニア」とは、実際の運動としては、専制政府の示した制度的な枠をゆるがしたり、その枠の中での労働者にとってのより一層の利益を追求したりという水準に到達したものではなく、労働者大衆の権利意識を刺激し、かつあたらしい制度の中に自覚的労働者の活動の余地を求めるという、かなりに政治的意味のつよいものであったのではあるまいか、との想いが強くなるのである。

〈注〉

- 1) 1912 年版 Свод, LIX-LX 頁。1913 年版 Свод, LVIII 頁。
- 2) 1911 年版 **CBO**_Z, LXIII-LXIV 頁。
- 3) 1912 年版 CBOA, LVII 頁, LIX 頁。
- 4) 1911 年版 CBOA, LXIV-LXV 頁。
- 5) 同前, LXIV 頁。
- 6) 1914 年版 CBOA, XLIX 頁。
- 7) 1912 年版 CBOA, LIX 頁。
- 8) 1911 年版 Свод, LXV-LXVI 頁。
- 9) 1912 年版 CBOA, LX 頁。
- 10) 1913 年版 CBOA, LVIII-LIX 頁。
- 11) 1912年版 CBOA, LXXVIII 頁。
- 12) 1913 年版 **CBO**_A, LXXIII 頁。
- 13) 1912 年版 **CBO**A, LXXVIII 頁。

N おわりに

以上で、帝政ロシア『工場監督官報告集成』に関する初歩的分析を一まず終えることにする。専制の官僚である工場監督官の行政報告書である、というこの文献の性質にあくまで即しながらの考察であったが、それでもなお、彼らの目を通して、当時のロシアの労働者状態や労資関係がかいまみえたし、また、現実の労資関係の変化に即応しながらの工場監督官たちの行動およびその変化も興味深くみてとれたのである。『報告集成』が大変貴重な情報を秘めたものであることは明らかである。

しかし、この資料の語ることを聴きとり尽すことは私一個にできることで

はない。端的に言って、『報告集成』は統計を原則として県別に集計している。1910年版以降は産業部門別にも集計を開始している。この双方をクロスできる分野では、かなり細かな事象が明るみに出てくる。大量観察の資料としてばかりでなく、特定の県の特定の産業部門の動向に関する情報を抽出することも全く不可能はでない。しかも、そこまで分割したとき、事業所の数が小さくなり、場合によっては特定の工場の姿をも読みとることができるであろう。しかし、そうした研究のためには、統計加工のために大きな労力が要求されるし、周辺の他の情報とのつき合せについて大きな量のロシア史に関する知識が必要となるのである。

筆者もなお研究をつづける予定ではあるが、この研究の第1報以降のテンポからみて学界の関心に即応しうる自信は全くない。後続研究者の進出を期待する所以である。